

審 査 基 準

平成27年 5 月 29日 作成

法 令 名 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項 : 第59条第10項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第 6 条 (運搬証明書の再交付)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 2 日
申 請 先 : 申請書は、あなたが証明書の交付を受けた警察本部担当課 (係) 窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)
備 考 :